

京都市告示第610号

介護保険法第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次のとおり廃止の届出がありました。

平成27年3月12日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名称及び 介護保険事業所番号	事業所所在地	廃止 年月日
公益社団法人京都 保健会	訪問看護, 介護 予防訪問看護	公益社団法人京都保 健会 東九条訪問看 護ステーション [2660590023]	京都市南区東九条南山 王町38番地の19	平成27年2 月28日

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)